

イノテック株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はイノテック株式会社と称し、英文では
INNOTECH CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 産業用・民生用電気機器（半導体製造機器、コンピュータ機器、計測機器等）およびその部品、原材料、附属品、ソフトウェア等の開発、製造、購入、販売、リース、レンタルおよび輸出入
2. 前記電気機器およびその部品、原材料、附属品、ソフトウェア等に関する研究開発並びにそのコンサルティング業務
3. 電気通信事業、情報提供事業およびそれらの受託
4. 労働者派遣事業
5. 特許権その他工業所有権の取得、譲渡およびその仲介
6. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市港北区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会が定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株主の権利)

第 10 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 1 1 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期および招集権者)

第 1 2 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

Ⅱ. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役会長または代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役会長または代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議長)

第 1 3 条 株主総会の議長は、代表取締役会長または代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役会長または代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議要件)

第 1 4 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

Ⅱ. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- II. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役・取締役会および代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。

- II. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- II. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

II. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

III. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会）

第20条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

II. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

III. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

IV. 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

（役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名を選定することができる。

（代表取締役）

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(執行役員)

第25条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を執行させることができる。

II. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名およびその他の役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

- II. 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- II. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- II. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

II. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。